

「制度・型・作法：木村俊道『文明の作法—初期近代イングランド  
における政治と社交』（2010）を読む」（2010）

犬塚 元

<<http://www.law.tohoku.ac.jp/~inuzuka/101024shst.pdf>>

※本稿は、2010年10月24日に神奈川大学にて開催された2010年度社会思想史学会・分科会「制度の政治思想史」における報告原稿です（学会当日に配布したものと同一）。引用・言及の場合には、URLも明記ください。

制度・型・作法：

木村俊道『文明の作法—初期近代イングランドにおける政治と社交』(2010)を読む

犬塚 元<sup>1</sup>

1 はじめに：本書の特徴

『顧問官の政治学—フランス・ペイコンとルネサンス期イングランド』(木鐸社、2003)で注目を集めた木村俊道氏が、この十年間の成果として世に問うた本書『文明の作法—初期近代イングランドにおける政治と社交』(ミネルヴァ書房、2010)は、この十年のうちに日本語で出版された最も重要な政治思想史研究のひとつである。特に、初期近代(early modern)のヨーロッパ政治思想史研究として、本書は、特筆すべき画期的な業績である。博士論文を公刊したのちも、あくまで歴史研究にこだわって、短期間のうちに着実に成果を蓄積した著者の姿勢は、それだけに限っても、日本における政治思想史研究者のなかでは極めて例外的な存在であり、あえて指摘しておくべき事柄である<sup>2</sup>。

本書は、明示的に、「初期近代」という時代区分を採用したうえで、「初期近代」を「近代」と対比する。本書における「近代」とは、時間としては、二重革命(民主革命と産業革命)以後の時代——今日の歴史学においては一般に後期近代(late modern)と呼ばれる時代——であり、著者によれば、それは、デモクラシーとナショナリズムによって特徴づけられる時代である。著者はこの点を繰り返し強調したうえで(pp.iii, 3, 12, 22, 103, 125, 136, 137, 162)、これと対比するかたちで、その時代に失われてしまった、初期近代の政治思想の系譜を提示する。それが、「文明の作法」の政治学である。本書は、思想家個人に特化するのではなく、思想の系譜を析出する、という点でも、日本における政治思想史研究としては希有な成果である。著者は、歴史研究の立場を堅持し、「文明の作法」の政治学の現代的意義や復権を説くことにはあくまで禁欲的であるが(pp.iii, 8)、しかし、例えば「本来有していた豊かな意味内容」(p.ii)などの表現にも明らかのように、著者はこの政治学の系譜に対して基本的には好意的な立場にたって叙述をなしている。

では、「文明の作法」の政治学とはなにか。そして、著者はそれをどういう手続きによって解明するのか。

著者は、語彙や概念に注目するアプローチを採用する。中心とされる概念は、civilityである。それは「「文明」洗練」「礼儀」等を意味する」(p.ii)。そして、このcivilityの概念を「ひとつとする「文明の作法」の言説を発掘・復元し、政治思想の観点から、その歴史的な意義を考察する」(p.ii)ことが本書の課題とされる。具体的には、それは、「初期近代イングランドにおける「文明の作法」の系譜を究明する」(p.2)ことを意味する。すなわち、ジョン・ポーコックが「徳の言語」(the language of virtue)や「権利の言語」(the language of right)に注目して政治思想の系譜を析出したのに対して、本書は、キャッチコピーのように言うならば、<シヴィリティの言語(the language of civility)>に着目して初期近代の政治思想史のある思想系譜を描いていくのである。<シヴィリティの言語>のうちに含まれる語彙は、civilityのほか、「礼節」(courtesy)、「上品さ」(politeness)、「マ

<sup>1</sup> <inuzuka@law.tohoku.ac.jp>

<sup>2</sup> 本書の原型は、大学紀要に発表された6つの論文である。紀要の存在意義が問われている時代状況のなかで、このような古典的な経路を通じて研究の蓄積がなされた事実についてもここではあえて指摘しておきたい。

ナーズ」(manners)、「適正」(decorum)、「行儀の良さ」(good-breeding)である(pp.ii-iii, 7, 37, 251, 263)。そして「これらの語彙群によって示される作法を総称して「文明の作法」と呼ぶ」(p.7)<sup>3</sup>。ポーコックが「徳の言語」の復権を意図したのと同じように、著者は、<シヴィリティの言語>やそうした言語によって表現される「文明の作法」がこれまでの政治思想史研究では不当に軽視されてきたとの理解のうえで(p.7)<sup>4</sup>、その復権を目指す。そして著者は、そのcivilityについて、それをいわゆる市民社会や商業社会ではなく、宮廷社会に引きつけて理解する。つまり、著者は、洗練や作法をめぐる政治学の系譜について18世紀の商業社会と関連づける通説的理解に批判的であり(pp.17, 37, 38, 182, 233)、これは、本書が提示する重要なメッセージのひとつである。

このように<シヴィリティの言語>に注目する本書が描き出すのは、宮廷社会を拠点空間とした洗練された社交の世界であるとともに、そうした世界、そこでの人間、行動様式、人間関係を語る言説である。社交の世界と社交を語る言葉——つまり社交・作法の実践と理論——は、本書においてはcivilityという概念のもとに融合している(この点は後述する)。著者によれば、civilityは「他の関連する語彙とともに」、「宮廷を範型とした初期近代ヨーロッパを支える実践知」(p.iii)であった。実践知とはいかなる意味か。civilityは「人間の具体的な所作や振る舞いに深く関わり、作法の洗練や礼儀正しさ」(p.5)を意味した。そうした礼儀や作法は、自由や平等などの抽象的な原理とは対照的に「日常性と身体性を特徴」としており、つまりは「人間の日々の営為を支える文化資本やハビトゥスであり、他者との持続的な交際や共存を可能にする「型」(form)や「わざ」(art)」として機能していた、というのである(pp.7-8)。

ここには、「文明の作法」の機能や歴史的役割をめぐる著者の評価が明白である。著者は、それが人間の共存を可能にする技法であることを、全巻にわたって強調する。「文明の作法」は「秩序の形成に不可分であるだけでなく」(著者はその権力性にも自覚的である(p.8))、「暴力と感情を抑え、アクターによる日常的な交際や共存を可能にするための技術」(p.9)である。そして、以上のような歴史的・理論的理解をふまえたうえで著者は、civilityは「政治エリートとしてのジェントルマンを養成し、他者との交際や共存を可能にするための「型」や「わざ」であり、「近代」以前のヨーロッパにおける「文明」の指標であった」(p.iii)、とまとめる。このように本書は、初期近代と「文明の作法」とを結びつけたうえで、初期近代から「近代」への時代の転換について、「文明」がcivilityからcivilizationによって表現されるようになって意味内容を変化させたこと(後者は「進歩」の観念と結びつき「産業技術の発展の側面」(p.3)を強調する)、つまりは「文明の作法」の消滅、と重ね合わせるわけである。本書の描く歴史図式は極めて明快である。

こうした著者の歴史理解は、初期近代と「近代」の断絶を強調するばかりではなく、初期近代の政治思想史の見直し、具体的には「初期近代イングランド政治思想史のリヴィジョン」(p.10)を迫るものである。第一に、著者は、初期近代における人文主義(humanism)の伝統の連続性を指摘する。著者の理解では、「文明の作法」は、宮廷、さらには人文主義と深く結合したものである(pp.1, 10)。「文明の作法」の伝播と浸透は、「人文主義の一つの伝統が、その後の〔初期近代における〕ヨーロッパ文明社会を支える思想的な基盤となったことを示している」、というのである(p.10)(この点は後述する)。

第二に、それと関連して著者は、「文明の作法」の言説の系譜を、政治的人文主義(civic humanism、著者は「市民的人文主義」の訳語を採用する)や共和主義の系譜とは明確に区別する(pp.10, 26-30, 179-87, 265)。つまり、著者のみるところでは、ポーコックが「徳の言語」に注目して発掘した作業では不十分であり、そこからこぼれおちた別の思想系譜が<シヴィリティの言語>に注目することによって発見できる、というのである。第三に、

<sup>3</sup> 「文明の作法」はどのように英訳されるのであろうか。

<sup>4</sup> しかし、序章注22、注25に列挙された先行研究を見るかぎり、そのような評価が妥当かどうかは自明ではない。日本においては、と限定すれば、著者の指摘は適切である。

ここではさらに、共和主義のみならず、社会契約論やいわゆる近代政治原理の思想系譜（「政府の起源や権力の正当性などをめぐる原理的な論争」）との対抗関係が強調される。「宮廷の政治学の系譜は、初期近代イングランドの政治思想が、デモクラシーや国家の起源に関する原理論や、あるいはまた、市民的人文主義や共和主義の言説のみに還元され得ないことを示している」（pp.65）。著者はそのほかに、この「文明の作法」の系譜に対する批判の潮流として、キリスト教とロマン主義を挙げる（pp.12, 35-37, 265）。

つまり、本書は、初期近代の政治思想史を描くにあたって、これまでの先行研究が着目してきた思想的伝統ではなく、それとは別個の、「同時代の統治に実際に携わるアクターに必要とされていた実践知」（p.10）としての「文明の作法」の政治学の系譜を描く、野心的な試みである。本書では、論述上において断定すべきと思われる箇所かなりの頻度で疑問文が用いられており、そうした表現を挟んで叙述が進められていくが<sup>5</sup>、このことは、本書が野心的な課題を掲げたことと無縁ではなからう。

## 2 「文明の作法」の諸相：各章における議論

本書は、「はしがき」や序章において以上の問題関心や視角を整理したうえで、それ以後の6つの章で詳細に分析をすすめていく。6つの章は、それぞれ宮廷、作法書、大陸旅行、外交、共和主義、チェスターフィールドに焦点を当てるものである。

第1章「宮廷の政治学」は、第一に、「文明の作法」の発信源としての宮廷の思想史的重要性を指摘したうえで、ルネサンス期以降における「文明の作法」論の展開を「とりわけ人文主義政治思想との関連から」（p.21）明らかにする。そのうえでここでは、第二に、「ルネサンス期の宮廷社会を中心に営まれた「文明の作法」が、18世紀に至って、新たに「文明社会」（civil society）へと継承されたことが指摘される」（p.11）。

著者はまずその第1節で、宮廷が政治や外交の拠点であったことを確認したうえで、宮廷社会では「高度な作法の洗練が実際に見られただけでなく、それを支える政治的な言説もまた不断に再生産されていた」（p.21）と指摘する。著者は、エリアスとハーバーマスの仕事を批判的に参照しながら、「開かれた交際と他者との共存を課題とした宮廷の政治学」（p.22）の存在を説くのである。第2節は、この「宮廷の政治学」を、人文主義のひとつの系譜として位置づける。著者によれば、宮廷を起源とするこの人文主義は、都市を起源とする civic humanism とは区別されるべきものである。両者は「しばしば交錯し、時には鋭く対立し」（p.28）、特にトランスアルパインの「広域の君主政国家」（p.30）では両者の緊張が顕在化した。この二つの人文主義はともにキケローの『義務論』を典拠としたが、宮廷の人文主義が注目したのはその decorum（適正）論である。こうした指摘ののち著者は、モア『ユートピア』第1部を手がかりにして、君主国の宮廷という「演劇的な世界」に適応した「演技の哲学」を析出して、「文明の作法」論においては、役割演技、礼儀、作法が重視されていたことを示す。「これらの議論の思想的な意義」は、「宗教改革から内乱に至る激動の時代」に、このようにして「所与の秩序を維持し、社交を成立させ、他者と共存すること」を目指したことにある（p.35）。

第1章第3節は、「文明の作法」の、18世紀に至るまでの持続性を論じる。「初期近代における「文明の作法」の持続性は、ロックからヒューム、バークへと至る、…作法に関連する一連の語彙と主題の共有によって明らかになるだろう」（p.37）。従って、ここで批判されるのは、（ペルトネンが *The duel in early modern England* においては批判したように）、洗練やマナーズを商業化の産物とみなすポーコックの18世紀解釈である。著者によれ

<sup>5</sup> 婉曲的な断定のために用いられている疑問文は、本文に限っても、少なくとも、はしがき3、序章4、第一章9（章末の一文を含む）、第二章0、第三章0、第四章2、第五章6（章末の一文を含む）、第六章7（章末の一文を含む）、終章2、合計で33センテンスは存在する。

ば、たしかに18世紀になると「人々の交際の結節点」は「宮廷」から「文明社会」に移行したが (p.37)、「文明の作法」に対する関心は「ルネサンス期から持続」(p.38)したものであった。洗練の起源は、商業化ではなく宮廷にある、というわけである(同趣旨の指摘として p.182)。つまり、「18世紀政治思想」に「人文主義的な政治学」の持続と共有を見いだすのが著者の理解であり、ここではヒュームの政治思想も「宮廷の政治学の展開」(p.49)の一例として解釈される。

続く第2章から第4章では、「文明の作法」の普及・定着・実践がなされる具体的な教育過程に注目がなされる。第2章「作法書の世界」が取りあげるのは、政治エリートたるジェントルマンに対する教育において用いられ、「文明の作法」の伝播に大きな役割を果たした作法書(courtesy books)である。それは、テーブルマナーから支配の方法までを扱っていた。作法書に対するこうした注目は、著者によれば、「文明の作法」が「抽象的な哲学や理論ではなく、日々の生活における反復と経験を通じて身体的に修得される実践知」(p.66)であるがゆえにほかならない。

その第1節は、まず、作法書の源流として、カスティリオーネ『宮廷人』(1528)、デッラ・カーサ『ガラテオ』(1558)<sup>6</sup>、グアッツォ『洗練された交際』(1574)といったイタリア作法書が紹介される。著者によれば、これらは、第1章で論じた宮廷の政治学の「実践的な手引きの役割」を果たすものであり、「そこでは、アリストテレスに由来する社会的人間観を前提に、「完全な宮廷人」や「人間の完成」を目的とした「文明の作法」論が展開された」(p.75)。続く第2節は、「イングランドにおける作法書の受容」を吟味する。それは、つまりはイングランドにおける「文明の作法」の受容と拡散の過程である。著者はその受容過程における変容にも着目し、とりわけイングランドを含む北方ヨーロッパでは、「宮廷社会の現実に適応するための実践的な技術や、それが伝統的な道徳哲学や枢要徳論と相違することが以前にも増して強調されるようになった」(p.81)と論じる。「気品」や「品行」よりも、タキトゥスやマキアヴェッリの教訓(偽装、隠蔽、思慮)に注目が集まった、とここで解釈する著者は、ここにおいて、「文明の作法」とタキトゥス主義との接点を描いている、とみなすことができよう。こうした受容と再生産の過程の延長線上において、チェスターフィールドの『息子への手紙』(1774)を「宮廷の人文主義や作法書の集大成」(p.88)と位置づけるのが第3節である。

第3章「政治教育としての大陸旅行」は、「文明の作法」の定着のために大陸旅行が果たした役割を扱う。著者によれば、実践知である「文明の作法」は、政治的な営為を実践可能にするための「型」であり、「経験や歴史や実践、あるいは観察や模倣によって身体的に修得される「技とは見えぬ真の技」」(p.102)であったがゆえ、「政治教育としての大陸旅行」が重視されたのである。この章でも、読者は、初期近代の長いスパンのあいだの様々な議論に接することになる。第1節では、大陸旅行が、謙虚さやcivilityを修得して、国民特有の悪徳を除去するためのものとして、つまりは、「ヨーロッパ」の文明の作法を身体化(p.109)するものとして位置づけられていたことがまず確認される。

そのうえで第2節以下では、大陸旅行に否定的な態度であったジョン・ロックと肯定的なシャフツベリの対立関係を出発点にして、18世紀以降における「文明の作法」の危機(p.114)が描かれる。その危機の原因は、著者によれば、第一に、外面的な「文明の作法」(「公的なペルソナ」)に対して内面的な感性・情感・誠実さ(「内的な自己」)を重視するロマン主義の登場(p.115)、第二には、「文明の作法」をフランス的で軟弱で女性的と表

---

<sup>6</sup> ここで著者は、日常的な実践を重視するデッラ・カーサの議論を、マキアヴェッリのヴィルトゥ論と対比する(pp.71-72)。しかし、デッラ・カーサの議論をマキアヴェッリの『君主論』との対抗関係のなかで理解することの妥当性については、この部分の叙述では曖昧である。

象するに至った、イングランド意識の昂揚に求められる<sup>7</sup>。そうした議論を受けて、リチャード・ハードの『外国旅行についての対話』(1764)を本格的に分析する第4節は、彼のこの対話篇を「18世紀の「文明の作法」をめぐる論争の「ステレオタイプ」を示したもの」(p.119)と位置づける。つまりそこには、野蛮なイングランドか自由なイングランドか、あるいは女性的・君主政的な「文明の精神」か男性的・自由な「公共精神」か、という論争がよく表現されている、というわけである。

続く第4章「外交の作法」は、「文明の作法」が実践される現場として「外交」(negotiation)を理解する。同時代の外交の舞台は宮廷社会であり、そこで展開された「文明の作法」は、他者と共存し、ヨーロッパの主権国家秩序を維持するために必要なツールであった」(p.11)。本書においては、秩序・社交・共存というかたちで語られるはするものの、「文明の作法」の言説がいかなる意味で政治思想といえるのか、ここまでは必ずしも明瞭ではなかったが、本章では、具体的な政治の営みと「文明の作法」の言説との関連がより明瞭である。著者によれば、「文明の作法」の修得をめざしたジェントルマン教育の最終的な目的は、顧問官として、議員として、あるいは外交において、「文明の作法」を「具体的な政治の現場での実践すること」(p.136)であった。それゆえに、著者がまず注意を促すのは、本章は、対外政策ないしはdiplomacyではなく、交渉(negotiation)の意味における外交を扱っている、との点である(第1節)。著者は、国民国家を前提にしてきたこれまでの政治思想史研究がこのテーマに手薄であったと批判し、ここでも「リヴィジョン」(p.136)を宣言する。そしてここまでの章と同じように、本章もまた、初期近代における「型」が、デモクラシーとナショナリズムの「近代」において通用しなくなっていく歴史的過程を描いていく。

第2節で「マキアヴェッリにおける外交論の相対的な欠如」(p.144)を扱った著者は、それとは異なる、共和主義でも国家理性論でもない外交論の系譜をヴィクフォール『大使とその職務』(1681)やカリエール『外交談判法』(1716)から析出して、外交と「文明の作法」を不可分なものとして論じた議論、イングランドにおけるその受容と再生産を論じる(第3節・第4節)。そしてそのうえで第5節が、18世紀における「外交の作法」の危機を取り扱う。手がかりはパークのフランス革命批判であり、ここにおいて、パークの理解をなぞるようにして、「文明の作法」の共有のうえになりたっていたヨーロッパの相互依存・勢力均衡の国際秩序が、フランス革命によって動揺した、との歴史理解が示される。著者によれば、diplomacyという言語の登場が意味したのは、古典的な「外交の作法」たるnegotiationの原則の破棄にほかならなかった、のである。

第5章「文明化された共和国」は、他の章とは様々な点において異質であるとともに、最も挑戦的・論争的な章である。それは、端的にいえば、共和主義思想家として解釈されてきたジェイムズ・ハリントンを、「文明の作法」の思想家として再解釈する試みである。つまり、ハリントンの思想的営為は、「君主国の「文明の作法」を新たに共和国に導入する試みであった」(p.11)というのである。同時にこれは、本章が共和主義研究の現状に対する異議申し立てであることも意味する。既に見たように、著者は、宮廷の人文主義とcivic humanism(共和主義)という「二つの人文主義」を対抗的な系譜として理解しており、その対立の帰結として、「文明の作法」と「共和国」の相克を位置づけている。こうした観点を出発点にして、著者は、共和主義思想史研究を位置づけ直し、その「リヴィジョン」(p.180)を試みるのである。

その第1節は、共和主義研究の現状についての著者の批判的な吟味である。批判は、現代の解釈者による期待を過去の思想家に投影する「神話化の危険」(p.182)を免れていないこと、さらには、共和主義の系譜への着目がほかの系譜の存在を隠蔽してしまっていることに向けられる。したがって、ポーコックの解釈を批判的に吟味

---

<sup>7</sup> 洗練をめぐる政治思想が特有のジェンダー表象を伴っていたことについて本書の扱いは大きくない。第3章注78を参照。

するなかで共和主義の系譜が拡張的に理解されていき、初期近代世界のあらゆる時間・空間に共和主義思想を見いだそうとしている共和主義研究業界の研究動向——共和主義帝国主義とでもいうべきであろうか——に対して、著者は、極めて批判的である。「君主制共和国」(monarchical republic)や「擬共和主義」(quasi-republicanism)といった概念を用いて「共和主義の概念を拡大適用する」(p.183)解釈は、アナクロニズムである、との評価が下される。つまり著者はここではコリンソンやペルトネンではなく、ウォーデンの側に軍配を上げている。実は著者は、ここにおいて、共和主義と「君主主義」(monarchism)は画然と区別されるべきである、と主張しているだけにはとどまらない。著者は、「共和主義の概念を拡大適用する」ことをアナクロニズムと批判したが、反対に、あえて君主主義の「概念を拡大適用する」かのような立場である。「君主政の伝統に共和主義が包摂された可能性(偽装された君主国)や、あるいは逆に、空位期においても「文明の作法」の再利用が試みられた可能性(文明化された共和国)も十分に考えられる」(pp.183-4)。すなわち、初期近代の政治思想史を理解するにあたっては、共和主義と君主主義を区別するだけではなく、あくまで君主主義(君主政の政治学)を中心軸としてみなすべきである、というのが著者の立場である。

こうした態度表明ののちに、第2節では、「文明の作法」と共和主義の緊張関係が確認される。ここで著者が採用した手続きは、カスティリオーネとマキアヴェッリの対比、シドニーとモルズワースの所説の検討、そしてヒュームによる君主政と共和政の比較論の援用である<sup>8</sup>。

ところが、第3節・第4節では、「文明の作法」と共和主義の対抗図式を適用できない人物として、ハリントンが位置づけられる。宮廷社会と深く結びついたハリントンには、「文明の作法」を身につけた「完全な宮廷人」としての側面があり、彼の政治思想は「文明の作法」の観点からも——そしてヒュームにつながっていく側面があると——解釈可能である、というのである(p.188)。すなわちここでは、ハリントンとヒュームの「両者に特徴的な制度論的思考を「文明の作法」の観点から理解」(p.217)することがなされていく。著者は、近年のハリントン研究の成果(共和主義思想において異質な存在であること、秩序と平和の回復が最優先課題であったこと、制度論や統治機構論を重要視したこと)を援用しながら、ハリントンについて、「秩序の回復を目指し、共和国の文明化という困難な課題に取り組んだ「宮廷人」」(p.193)として捉えることを提唱する。ハリントンのオシアナ共和国においては、民衆の政治参加が厳格に統制されており、そこには「儀礼的な行動様式」(「煩瑣な作法」)(p.194)が満ちている。すなわち、儀礼性や制度化を特徴とするオシアナは、「儀礼や作法によって秩序が維持された安定的な共和国」(p.194)であり、それは、「失われた宮廷文化との歴史的な連続性の観点から理解」(p.196)すべきだ、というのである。こうしたオシアナ解釈の根拠は、その「寓話的な叙述形式やペイコンに関する言及に加えて、参入者を限定する高度な儀礼性」(p.199)であり、さらには、チャールズの宮廷が「人間の行動が定型化された高度に文明化された社会」(p.199)であったという事実、である。さらに、続く第5節では、ハウエルの吟味を通じて、ハリントンが拠り所としたヴェネツィアが、実は宮廷社会や王党派と親和性であって、王党派が利用可能な「偽装された君主国」(p.211)であった、と論じる。このようにして著者は、ハリントンのオシアナについて、「デ・ファクトに成立した共和政を前に、その新たな意味付けを余儀なくされた宮廷人が、内乱に

<sup>8</sup> しかし、こうした手続きで、「文明の作法」と共和主義の緊張関係を論証することが可能であろうか。例えば、マキアヴェッリ、シドニー、モルズワースを共和主義思想家の代表として扱う根拠はなにか。著者は、そう論じられている、という論法で処理しているように思われるが、いずれの思想家についても、共和主義者ではないという有力な解釈が存在している。共和主義となんらかの別の思想系譜との関係を検証するためには——つまり初期近代における共和主義思想を境界線の明確な確固たる実体として仮定したうえで、そのほかの、同じように確固たる思想系譜と比較する、というアプローチを採用するためには——、その前提として、共和主義について(一定程度の)概念規定を明示的に行う必要がある。この点について、例えば著者は「共和主義の原則の一つが自由な市民の独立や平等にあるとすれば、それは、君主や貴族を中心とする宮廷社会や階層秩序とは相容れない」(p.184)と論じるが、こうした理解は、「現代の解釈者による期待を過去の思想家やテキストに投影する」危険から免れているのだろうか。以上の点をめぐる評者の立場については、「拡散と融解のなかの『家族的類似性』: ポーコック以後の共和主義思想史研究 1975-2007」、『社会思想史研究』32号、2008年。

よって噴出した暴力と感情を封印するために「文明の作法」を共和政に導入しようと試みた作品」(p.211)として結論づけるのである。

第5章が他の章と異質なのは、制度や型という共通性はあれども、そこでは、「文明の作法」を構成するはずのシヴィリティ・上品さ・マナーズ・行儀のよさ・適正さといった語彙群や主題が表舞台に登場してこないからである(後述)。第6章からは、そうした主役たちが復活する。第6章「チェスターフィールドの「世界」」は、チェスターフィールドの『息子への手紙』を「文明の作法」の系譜の集大成」(p.12)として位置づける。著者はチェスターフィールドを理解する前提として、18世紀には(ポーコックやクラインの指摘とは異なって)依然として宮廷が「文明のモデル」(p.233)であったこととともに、18世紀政治思想の一つの特徴は「その思想性や独創性の高さよりも、むしろ、ハビトゥスやコンヴェンション、コモン・センスといった文化資本の蓄積と運用に求められる」(p.232)、と指摘する(第1節)。そのうえで著者は、第2節・第3節において、チェスターフィールドの『息子への手紙』を、彼のそのほかのエッセイも吟味したうえで、「完全なジェントルマン」の育成という課題をめざした人文主義的な「文明の作法」論の系譜の頂点に位置する、と論じる。ところが第6章も衰退の物語である。チェスターフィールドが悪徳、偽善、偽装の化身として批判され、ついでその作品が「売女の道徳」や「便宜的な処世術のマニュアル」(p.252)<sup>9</sup>として戯画化されて、そののちには忘却されてしまったのは、著者によれば、「文明」の転移を象徴する出来事であった(第4節)。

終章は要約の章である。本書は、「初期近代イングランドにおける「文明の作法」の持続的な展開を明らかにしてきた」(p.263)。それは、「人文主義的な意味での「人間の完成」、「他者との日常的な共存と交際」、「権力や理性や利益に還元されることのない、人間の作為や演技を通じた文明的な政治の運営」をめざすものであった」(p.264)。この「政治的な営為における「型」や「わざ」」は「近代」において失われ、「剥き出しの暴力や感情、利益やイデオロギー、個人と大衆が前面に出てくるようになる」(p.265)<sup>10</sup>。本書は、「文明の作法」の思想史は、現代のデモクラシーやナショナリズムが、実は、それらを支える一つの文明の基盤が損なわれ、忘却される過程で新たに登場してきたことを、われわれに語り伝えてくれるのである」(p.267)と締めくくられる。

### 3 本書の成果へのコメント

本書は快作である。「文明の作法」の政治学の系譜を析出する著者の多大な労力は報われており、全体として説得力に富んでいる。本書は、膨大な二次資料の渉猟を前提にしたうえで、多くの一次文献の引用を散りばめる手法——著者が得意とする手法——を多くの場面で採用しており(p.10参照)、本書は、そうした手法が思想の系譜の持続を示すにあたって有効であることを成果でもって示している。「文明の作法」の系譜に関連する一次文献が、その書誌情報とともに、日本語で紹介された意義は少なくない。その反面で、例えばハード、ハリントン、チェスターフィールドの扱いに見られるように、本書は一次資料の詳細な分析を欠いているわけではない。

加えて、評者は、初期近代の政治思想の特質をめぐる本書の基本的理解に賛同する立場にある。初期近代の政治学における人文主義の影響、そうした初期近代の政治学が18世紀末以降に大きく変容を蒙ること、社交や洗

---

<sup>9</sup> 「その縮刷版や抜粋集は、実践知としての「文明の作法」の修得や「完全なジェントルマン」の育成を目指したのではなく、便宜的な処世術のマニュアルとしての性格を色濃く有するようになった」(p.252)。しかし、「演技の哲学」であり、時にはタキトゥスやマキアヴェッリの教訓(偽装、隠蔽、思慮)に引きつけて受容された「文明の作法」と、「便宜的な処世術のマニュアル」との境界線は明確であろうか。

<sup>10</sup> こうした指摘は、20世紀前半の大衆デモクラシーの時期に頻繁になされたものである。言い換えれば、19世紀のヴィクトリア朝英国をめぐる、さらには、19世紀と20世紀の思想的連続性と不連続性について、著者がどのように位置づけているのかには興味がある。



練の起源を商業のみならず宮廷に求める言説が 18 世紀に存在したことが、これらを強調する点において拙著『デイヴィッド・ヒュームの政治学』<sup>11</sup>は本書と連帯の関係にある、とさえ表現することができる。しかし、まさしく本書の学問的意義が大きいことは、それが真剣な学問的吟味や批判に値することを意味している。以下の疑問は、本書の成果と著者の力量を高く評価するがゆえの疑問点である。あくまでも歴史研究であることを掲げる本書に対しては、「文明の作法」の言説は社会的コンフォーミズムの言説ではないか、それはどこまで異質性を包摂できる共存の思想なのか、という種類の問いとは別種のコメントが必要であるように思われる。

#### (1) 実践知としての「文明の作法」をめぐって

著者は、civility や「文明の作法」を実践知として理解する。それらは、実践と切り離された抽象的な原理とは違って、「日常性と身体性を特徴」とする「型」や「わざ」である、というのである (p.iii, 5, 7-8, 66)。著者は、civility や「文明の作法」を実践知として位置づけるこの操作を通じて、意図的に、<言説の次元の「文明の作法」>とくハビトゥスの次元の「文明の作法」>を区別せずに議論をすすめているように思われる。すなわち、本書において、「文明の作法」は、単に言説・思想・語彙（「文明の作法」論）として理解されるだけでなく、その言説・思想が構成して制度化している（ないしは表現している）行動様式や実践としても理解されている<sup>12</sup>。このように理論と実践の両面を融合した意味において、著者は、「文明の作法」の系譜の探求（p.2）を試みているようである。

こうした叙述は、時に不明瞭さを生む。そのため著者は、一部の部分では、言説上の「文明の作法」を意味していることを明確に示すために、「文明の作法」の言説、「宮廷の政治学」、「政治的な言説」「文明の作法」論」という表現 (pp.ii, 21) を使用するが、しかし多くの場合、そうした区別はなされない。例えば、その衰退をめぐる記述に、そのことは明瞭である。「ほどなくして歴史の後景に退くことになる civility」(p.4)、「文明の作法」は歴史の表舞台から後退する（p.12）、「[宮廷は] civility の概念とともに、次第に時代の後景へと退くことになる」（p.21）という表現は、いずれも「文明の作法」の衰退をめぐる記述であるが、衰退はいずれにおいても「後景に退く」「表舞台から後退」という比喩的表現によって表現されている。こうした比喩的表現が用いられたのは、まさしく、言説と行動様式の二つの次元で「文明の作法」が捉えられているからにほかならない、ように思われる。

しかしながら、翻ってみると、著者が本書で分析の俎上に載せているのはあくまで言説であり、言説のレベルにおける「文明の作法」（「文明の作法」論）の継続と衰退である。したがって本書は、「文明の作法」の言説の存在は、行動様式としての「文明の作法」の存在と一致する、という前提のもとに議論を構築している、ということになる。なぜ、そうした前提がなりたつのであろうか。そうした疑問が特に顕在化するのには、「文明の作法」の衰退が論じられるときである。著者は丹念に言説上のレベルの「文明の作法」（「文明の作法」論）の衰退を論証するが、しかしながら、そのことから導きうるのは、政治を論じるにあたって（政治学において、あるいは社会に流通する言説において）「文明の作法」が（中心的には）語られなくなったことであり、それとは別に、<行動様式・実践としての「文明の作法」>が衰退・消滅したことはそこから証明不能なはずである。しかし著者は、<行動様式・実践としての「文明の作法」>の衰退・消滅を前提にして議論を行っているのではないだろうか。本書評の注 10 において、著者のヴィクトリア朝英国をめぐる解釈を問うたのはそのことと関連している。著者が「近代」の始期とみなす時点で、行動様式としての「文明の作法」や civility が消滅したとすれば、なぜ 20 世紀

<sup>11</sup> 東京大学出版会、2004 年。

<sup>12</sup> ただし本書が、道具的言語観を退けて、言説によって制度が構成されるとみなす discursive institutionalism の立場に依る、というわけではなさそうである。「高度な作法の洗練が実際に見られただけでなく、それを支える政治的な言説もまた不断に再生産されていたのである」（p.21）。

の後半にその衰退を語る議論が改めて存在したのであろうか。

## (2) 「文明の作法」の言説の系譜をどう定式化するか

著者は、「文明の作法」の言説を定式化するにあたって、本書評がさきに *the language of civility* と呼んだように、語彙・用語に着目する方法を採用している。「文明の作法」の持続性は、…作法に関連する一連の語彙と主題の共有によって明らかになるだろう」(p.37)。つまり、著者は、*civility, courtesy, politeness, manners, decorum, good-breeding* といった語彙に注目して、「文明の作法」の言説を確定しようとしている。そしてそのうえで、(a) こうした語彙から構成される言説を、(b) 空間に関しては宮廷と、(c) 機能や意味内容に関しては共存、と結びつけてパッケージ化して、それをもって初期近代の「文明の作法」を特徴づける、というのが著者の戦略である。

語彙に着目するこうした方法には、第一に、*the language of virtue* に注目するポーコックの仕事がそうであるように、別の起源に由来する、あるいは別の意味内容をもつ同じ語彙を同じグループに含めてしまう、という危険がある（例えばポーコックの場合にキリスト教的な徳、政治的な徳、あるいはマキアヴェッリのヴィルトウの区別が不明確になりがちに）。例えば、著者は、20世紀の政治理論における *the language of civility* の復権とも呼べる現象にも言及しているが (p.8)、これは、「文明の作法」の持続性は、…作法に関連する一連の語彙と主題の共有によって明らかになる」という、語彙に着目する方法を採用するとすれば、現代における「文明の作法」の復活、と判断することも不可能ではないように思われる。しかし、おそらくそれは著者の本意ではあるまい。つまり、著者は「文明の作法」の思想系譜を定式化するにあたって、語彙のみならず、前提空間としての宮廷、機能・意味内容としての共存、といった契機もメルクマールとしているのである。

語彙に着目する方法には、第二に、ある思想家がそうした語彙を用いて論じた思想が、その思想家の全体の思想のなかでどのような位置にあり、どれだけ比重や重要性をもつのか、といった点を必ずしも明らかにしない、という危険性がある。つまり、一方では、ある思想家の思想のうち *the language of civility* に関連する部分だけを切り取ってきてしまう危険があり、他方では、そうして切り取られた多くの思想家の思想が（コンテキストの違いを捨象して）非常に似通ったものとして提示されてしまう危険がある。本書の一次文献の読解には多くの興味深い分析が存在することはすでに述べたとおりだが、しかし、本書の叙述のスタイルはこの第二の危険性と無縁ではなく、例えばテンブルの扱い (p.153) のように、こうした批判が妥当するとの印象を与える部分がある。

そして、この点は、「文明の作法」の衰退をめぐる説明において、その衰退の原因がもっぱら外在的な要因に求められていること（例えば、第3章第2節・第2節では、ロマン主義やナショナリズムの登場が衰退の原因とみなされている）と無関係ではないように思われる。つまり、「文明の作法」の言説が、各思想家の思想全体のなかでどの位置にあり、どれほど重要性をもったか、という点に着目することで、（各思想家の言説において「文明の作法」の言説が占める割合が徐々に減少していった、という点を分析することを通じて）、「文明の作法」の言説の歴史的転換や衰退をめぐる、思想内在的な説明もまた可能になるのではなかろうか。

## (3) 制度・型・作法の関連について（本書のハリントン解釈をめぐる）

上記(2)でみたように、著者による初期近代の「文明の作法」の定式化は明快であるようにも思われる。しかし、第5章の分析は、「文明の作法」の概念を曖昧にしているのではないだろうか。確かに著者は、このハリントンの解釈においても、儀礼、宮廷、秩序というパッケージを示しており、その意味において、ハリントンの政治学における「文明の作法」の言説の析出に成功したようにも思われる。しかしそうした分析は実は、制度と型と作法をほとんど等置する概念操作によって可能になっているのではないだろうか。

第5章が他の章と比べて異質な印象を与えるのは、すでに論じたように、「文明の作法」を構成するはずのシヴィリティ・上品さ・マナーズ・行儀のよさ・適正さといった語彙、あるいは宮廷的な洗練された振る舞い・作法

が、この章には、ほとんど登場しないからである。言い換えれば、ここでは、作法や仮面といった個人側からみた行動様式に関わる議論、あるいは共存や開放性といった契機は、ほとんど登場しない。このことは、明快に定式化されたはずの「文明の作法」の概念が、本章においては、ハリントンの議論に適合するように変形ないしは伸縮させられているのではないかと、との疑問を浮上させる。すなわち、他の章において「文明の作法」の言説は、＜制度化された個人道徳をめぐる言説＞として定式化されているが、この章では、＜制度化をめぐる言説＞として拡張的に理解されているのではないだろうか。

著者は、オシアナの orders に示された煩雑ともいえる共和国の儀礼的な手続き、そしてハリントンが重視する統治機構論・制度論に着目して、すなわちオシアナにおける「定型化」「制度」「儀礼」という側面を強調することで、彼の「制度論的思考を「文明の作法」の観点から理解しようとする。しかし、「文明の作法」の言説が、型や作法をめぐる言説であるにせよ、それは、制度をめぐる言説そのものとは等置できないはずである。「文明の作法」が問題にしている型や作法は、一般的な意味における制度や制度化のサブカテゴリーに位置するもの、つまり、ある対象（行動・振る舞い）をある形態において制度化したもの（制度化された行動・振る舞い）だからである。政治学は一般に、理念の制度化・現実化・秩序化に関わる学問であり、ここにおいて重要なのは何の制度化が論じられているか（各思想家が何の制度化を重視して議論を構築しているか）という点である、という理解が正しいとするならば、制度化という側面から大括りして＜統治機構の制度化＞と＜行動や道徳の制度化＞とを区別しないのは、各思想家の政治学の特質を正しく測定できない、ということになるのではないかと。

同じことは、終章におけるトクヴィルの扱いについても指摘できるように思われる。ここで著者は、「形式」に対する軽蔑をめぐるトクヴィルの議論を援用している（p.266）。たしかに「文明の作法」も形式の一つであることは疑いえないが、著者が本書で論証したのは、ある特定の地域・時代に、ある特定のカタチで形式化・制度化された行動や振る舞いについて、であり、形式や制度一般の話に議論を解消してしまうことは本書の成果を逆に不当に低く見積もることにならないであろうか。

#### (4) 「文明の作法」における人文主義的契機をめぐる

最後にコメントしたいのは、「宮廷の政治学」や「文明の作法」の言説を、「人文主義的な政治学」という観点から特徴づけていることに関して（pp.1, 10, 26-30, 40, 68-9）、である。人文主義が、古代のテキストに向きあう精神態度を意味しているとすれば、「宮廷の政治学」や「文明の作法」はいかなる意味で人文主義的なのであろうか。本書は、たしかにキケローの『義務論』の影響について明示的に論じるが（pp.28-30, 264）、実はそのほかにはいかなる意味で人文主義的なのか説明がなされることはわずかである。人文主義はもとより単なる過去の模倣や再現の意識ではなく、その精神態度の前提には、過去と現在の断絶をめぐる意識が存在し、そうであるがゆえに、過去のテキストを扱う方法をめぐる議論や、歴史理解・歴史意識が付随する。こうした理解が仮に正しいとすれば、人文主義的契機を強調する本書には、いかなる意味で人文主義なのか、どのような手法で過去のテキストを扱う人文主義だったのか、どのような歴史意識をもつ人文主義であったのか、という点についてさらなる説明を求めてしまう。それは、本書の成果と著者の力量を高く評価すればこそその期待であることは言を俟たない。